

自己資本の構成に関する開示事項(平成27年3月期自己資本比率)

1. 連結自己資本比率(平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第二号)

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号 (注)	項目	当期末	経過措置に よる不算入 額	前期末	経過措置に よる不算入 額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	458,456		439,022	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	81,917		81,917	
2	うち、利益剰余金の額	386,589		367,343	
1c	うち、自己株式の額(△)	5,015		7,179	
26	うち、社外流出予定額(△)	5,035		3,059	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	271		233	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	79,392	119,088	25,018	100,072
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	-		-	
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	12,543		14,575	
	うち、少数株主持分に係る経過措置によるものの額	12,543		14,575	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)	550,664		478,849	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,531	2,296	669	2,676
8	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	1,531	2,296	669	2,676
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 799	△ 1,199	△ 331	△ 1,324
12	適格引当金不足額	901	1,351	502	2,008
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	退職給付に係る資産の額	6,597	9,896	2,166	8,664
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	2	4	0	1
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	2,239	3,359	1,054	4,219
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
27	その他Tier1資本不足額	-		-	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額(ロ)	10,473		4,061	
普通株式等Tier1資本					
29	普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	540,190		474,787	
その他Tier1資本に係る基礎項目					
30	31a その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	31b その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	32 その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-		-	
	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
34-35	その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	7,332		6,822	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		-	
35	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-		-	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		△ 330	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によるものの額	-		△ 330	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額(ニ)	7,332		6,491	
その他Tier1資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-		-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	675		1,004	
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	675		1,004	
42	Tier2資本不足額	-		-	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額(ホ)	675		1,004	
その他Tier1資本					
44	その他Tier1資本の額((ニ)-(ホ))(ヘ)	6,656		5,487	
Tier1資本					
45	Tier1資本の額((ハ)+(ヘ))(ト)	546,847		480,275	

Tier2資本に係る基礎項目				
	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-
46	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	-		-
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-		-
	Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額	1,725		1,605
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		-
49	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社を除く。)の発行する資本調達手段の額	-		-
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	157		179
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	157		179
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-		-
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	78,806		71,559
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によるものの額	78,806		71,559
51	Tier2資本に係る基礎項目の額(チ)	80,689		73,344
Tier2資本に係る調整項目				
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	1,291	1,937	947
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	675		1,067
	うち、他の金融機関の資本調達手段の意図的保有に係る経過措置によるものの額	-		63
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	675		1,004
57	Tier2資本に係る調整項目の額(リ)	1,967		2,015
Tier2資本				
58	Tier2資本の額(チ)-(リ)(ヌ)	78,721		71,329
総自己資本				
59	総自己資本の額(ト)+(ヌ)(ル)	625,569		551,604
リスク・アセット				
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	18,590		18,328
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)の額に係る経過措置によるものの額	2,296		2,676
	うち、退職給付に係る資産の額に係る経過措置によるものの額	9,896		8,664
	うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額に係る経過措置によるものの額	13		5
	うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によるものの額	6,383		6,981
60	リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	3,160,626		2,924,739
連結自己資本比率				
61	連結普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	17.09		16.23
62	連結Tier1比率((ト)/(ヲ))	17.30		16.42
63	連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))	19.79		18.85
調整項目に係る参考事項				
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	63,662		54,931
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	9,826		4,929
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
76	一般貸倒引当金の額	157		179
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	325		271
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-		-
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-		-
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-		-
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-

(注)パーゼル銀行監督委員会より平成24年6月に公表された「パーゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。

2. 単体自己資本比率(平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第一号)

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号 (注)	項目	当期末	経過措置に よる不算入 額	前期末	経過措置に よる不算入 額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	443,485		425,155	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	81,852		81,852	
2	うち、利益剰余金の額	371,662		353,519	
1c	うち、自己株式の額(△)	5,015		7,179	
26	うち、社外流出予定額(△)	5,013		3,037	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	271		233	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	78,252	117,378	25,395	101,583
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)	522,009		450,784	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,410	2,116	613	2,454
8	うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	1,410	2,116	613	2,454
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 799	△ 1,199	△ 331	△ 1,324
12	適格引当金不足額	2,016	3,025	1,022	4,090
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	前払年金費用の額	5,245	7,868	2,406	9,626
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	2	4	0	1
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	2,609	3,914	1,191	4,765
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
27	その他Tier1資本不足額	1,512		2,045	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額(ロ)	11,999		6,949	
普通株式等Tier1資本					
29	普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	510,010		443,835	
その他Tier1資本に係る基礎項目					
30	31a) その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	31b) その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	32) その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-		-	
	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額(ニ)	-		-	
その他Tier1資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	1,512		2,045	
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	1,512		2,045	
42	Tier2資本不足額	-		-	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額(ホ)	1,512		2,045	
その他Tier1資本					
44	その他Tier1資本の額((ニ)-(ホ))(ヘ)	-		-	
Tier1資本					
45	Tier1資本の額((ハ)+(ヘ))(ト)	510,010		443,835	
Tier2資本に係る基礎項目					
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	-		-	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-		-	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	

50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	-		-	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	-		-	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-		-	
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	78,031		71,034	
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置によるものの額	78,031		71,034	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額(チ)	78,031		71,034	
Tier2資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-		-	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-		-	
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	1,512	2,268	1,077	4,310
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-		-	
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	1,512		2,117	
	うち、他の金融機関の資本調達手段の意図的保有に係る経過措置によるものの額	-		71	
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	1,512		2,045	
57	Tier2資本に係る調整項目の額(リ)	3,024		3,194	
Tier2資本					
58	Tier2資本の額((チ)-(リ))(ヌ)	75,006		67,839	
総自己資本					
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ))(ル)	585,017		511,675	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	17,389		19,985	
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)の額に係る経過措置によるものの額	2,116		2,454	
	うち、前払年金費用の額に係る経過措置によるものの額	7,868		9,626	
	うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額に係る経過措置によるものの額	13		5	
	うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によるものの額	7,390		7,899	
60	リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	3,081,092		2,838,448	
自己資本比率					
61	普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	16.55		15.63	
62	Tier1比率((ト)/(ヲ))	16.55		15.63	
63	総自己資本比率((ル)/(ヲ))	18.98		18.02	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	61,969		53,380	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	11,630		4,759	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	-		-	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	-		-	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-		-	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	

(注)パーゼル銀行監督委員会より平成24年6月に公表された「パーゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。